

子育て支援事業について

幼児2人同乗用自転車購入費の一部を助成

子育て支援の一環として子育て家庭の経済的負担の軽減、また、安全基準に適合した幼児2人同乗用自転車の普及による市民の交通に関する安全を確保することを目的として、幼児2人同乗用自転車を購入する方に費用の一部を補助する制度です。

●対象

市内在住で、6歳未満の幼児を2人以上養育しており、本人及び同一世帯の方が市税を滞納していないこと。

●補助対象となる自転車

市内の販売店で購入する幼児2人同乗用自転車(新品に限る)であつて安全基準に適合した、幼児用座席が2つ装備されているもの。

●補助額

購入金額の2分の1(100円未満の端数切捨て)。ただし、3万円を上限とします。※購入金額には消費税を含みます。補助対象は、自転車本体及び幼児用座席・幼児用ヘルメットとし、オプション等は含まれません。

●申請方法

購入後、①領収書原本(店名・品名の記載があるもの)②安全基準に適合す

る自転車であることが確認できるもの。③申請書(ホームページ及び児童福祉課に用意してあります。)を児童福祉課まで提出してください。なお、購入日から1年以内に申請してください。

●問い合わせ先

児童福祉課 ☎(52)1114

幼児2人同乗用自転車とは

栃木県道路交通法施行細則の一部が改正され、平成21年7月1日から、一定の要件を満たした「幼児2人同乗用自転車」による幼児2人同乗が可能となりました。自転車は、もともと不安定で転倒しやすい乗り物です。自転車に幼児2人を同乗させると、さらにバランスを崩しやすくなります。自転車用ヘルメットは幼児の頭によく合ったものを選び、あごひもはしっかりと締めて正しく着用させましょう。交通ルールを守り、より慎重に安全な利用を心がけましょう。

育児ママリフレッシュ事業

市内に住所を有する在宅乳児(3か月〜1歳未満)を養育する同居の保護者(父母、祖父母)の方が、ヘアースalonなどのリフレッシュ、冠婚葬祭、通院などで乳児を預けたいときに利用できる、一時的な保育サービスの利用券(12時間分)を発行します。

●対象者

下野市に住所を有し、保育園等(認可外保育施設や児童福祉施設を含む)に入所していない、生後3か月から1歳未満の健康な乳児を保育している方

●利用方法

利用日の1週間前までに、利用を希望する施設へ直接連絡して予約をとってください。また、利用の際には、利用時間分の券を施設へお渡しください。

なお、1回の利用は、乳児の心身の負担も考慮し最大4時間までになります。

●申請方法

申請書(ホームページ及び児童福祉課に用意してあります。)に必要事項を記入・押印のうえ、児童福祉課まで申請してください。

●問い合わせ先

児童福祉課 ☎(52)1114

【利用できる施設】

施設名	所在地	連絡先
あおば保育園	薬師寺1584番地6	48-5530
むつみ保育園	柴769番地25	32-6733
家庭保育園 はんず園	文教一丁目18番地4	53-6550
第二愛泉保育園(※)	柴1403番地12	40-1155

※平成24年6月より新たに利用できるようになりました。